

## 令和6年度 第1回静岡市史跡小島陣屋跡整備員会 会議録

- 1 開催日時 令和6年10月9日（水）13時30分から16時
  - 2 開催場所 史跡小島陣屋跡、小島町自治会館
  - 3 出席者 坂野委員、中井委員、禰宜田委員、前田委員、三浦委員、  
松永委員、渡邊委員  
<事務局>小泉埋蔵文化財係長、武内主任主事、毛利主任主事
  - 4 傍聴者 なし
- ### 5 会議内容
- (1) 開会
  - (2) 委員改選に伴う委員長及び副委員長の決定
  - (3) 議事
- 議題1 静岡市指定有形文化財「小島藩御殿建物」の名称変更について（資料3）  
(事務局 説明)
- 現在、史跡小島陣屋跡への移築復原工事を行っている御殿の書院ですが、こちらは市の指定文化財となっております。
- この建物自体は 御殿の一部「書院」にあたり、小島藩の藩政の中心となった部分であります。ただし、現在の指定名称ですと発掘、調査等でまだ全容が掴めていない御殿建物の全体を想起させてしまいます。そのため適切な名称への変更を行いたいと考えております。
- この建物は市指定有形文化財ですが、現在史跡小島陣屋として整備事業を進めており、整備委員会が設置されているため、変更名称については、こちらの史跡小島陣跡の整備委員会で提案をし、静岡市文化財保護審議会にて審議、名称変更するという形を取らせていただければと思います。
- 変更名称の案についてですが、一般の方にも分かりやすく、誤解を招かない名称にしたいと考えております。通常の大きな藩の 御殿の書院、広間、中奥を一体化したような建物であるという特徴があり、かつ建物の大きさも小規模であるため、どのような表現が適切か、事務局から4案示させていただきますが、こちらの4案の名称についてのご意見、もしくはまたその他に名称の案とございましたらご教示いただければと思います。

資料3の下部、破線の四角で4つの案についてお示しました。

- (案1) 小島藩御殿の書院
- (案2) 小島藩御殿（書院）

(案3) 小島陣屋御殿の書院

(案4) 小島陣屋御殿（書院）

案1と案2につきましては、現在の指定名称に合わせ、小島藩に係る建造物ということで、小島藩 + 建物の特徴を表す名称ということで設定をしました。

案3と案4に関しては、史跡の指定名称に合わせ、小島陣屋に属する建造物ということで、小島陣屋 + 建物を表す表記ということで名称を設定しております。こちらの建物の表記につきましては、御殿建物のうちの書院を含む一部ということで、御殿の書院または 御殿の表記としました。

参考までに他の指定文化財の事例を載せておきます。藩の御殿の指定文化財になっているものは、○○藩御殿や、その名称の後ろに( )を入れて表記するものが例としてあります。その他にも～城と御殿を組み合わせた名称もあり、「○○城 御殿」というような形で表記する例もございます。

(松永委員)

小島の近隣の自治会長さんとお話しする機会がありましたが、小島陣屋の名前すらご存知ありませんでした。私が以前申し上げたとおり「松平」をなんとかつけるのかと思います。そうすると全国に知られる名前になるのではないかと思います。

(中井先生)

これは難しいです。アイディアとしては素晴らしいかもしれません、やはり松平藩という名称ではなかったはずです。松平はあくまでも藩主の名前です。参考にできるのであれば、一番の例はやはり他の陣屋です。柴田とか掛川のような城ではなくて、国史跡の陣屋である兵庫県柏原藩の「柏原藩陣屋（かいばらはんじんや）」が参考になるかと思います。「●●藩」と「陣屋」を足した名称にしています。

(坂野委員)

市の指定文化財の台帳を見ると、「小島藩陣屋御殿」となっていますが、指定書は「小島藩御殿建物」となっている。小島藩と陣屋御殿を並べてもいいのではないでしょうか。

(事務局)

確認をしたところ、指定書の方が正式名称のようです。「小島藩御殿建物」が今段階での正式名称になっています。

(前田委員長)

(議題に上がっているのは) 建物の名称ですよね。国の史跡としての名称は「小島陣屋跡」ですね。

(事務局)

事務局としましては史跡の名称に合わせる方が、一般の方には伝わりやすいのではない  
かと考えています。しかし、「小島藩●●」及び「小島陣屋●●」のどちらも文化財名称の  
表記としてはあり得るので、より伝わりやすい方にシフトしていければと思っています。

あとは、その建物の特徴として 御殿建物の全体ではなくて、あくまで今現存している部  
分である、というのを一般の方にお示しできるような形で表したいと思ってます。その場合  
に一番齟齬がなく、また性格が伝わりやすいのは「御殿の書院」なのか、または別の表記が  
あるのかというところで、ご意見をいただければと思っています。

(三浦先生)

まず「●●藩」というのはよくないです。理由は「●●藩」というのが、正式に江戸時代  
に使われるようになったのが幕末です。この建物は幕末のものなのでいいと言えばいいの  
ですが。特に藩というのがよく使われるようになったのは明治以降です。だから幕藩体制と  
は言っても、江戸時代に藩というのはなかったので、これはおかしい。また、史跡の名称が  
「小島陣屋」ですよね。そうであるにも関わらず「小島藩」と付けるのはあまりよくないの  
ではないかと思います。史跡の名称に合わせるのであれば「小島陣屋」です。

それと、城主大名と無城主大名というのがあり、ここは城を持っていなかったので無城主  
大名になります。なので「陣屋」ですね。ということは「浜松城」に対して「小島陣屋」で  
すね。したがって（名称の前半にくるのは）「小島陣屋」でなければいけない。もし藩名を  
つけるとなると「浜松城」は「浜松藩」に、「掛川城二の丸御殿」は「掛川藩二の丸御殿」  
になります。それはおかしいのではないかでしょうか。

また、城の中や陣屋の中にあるものでしたら「藩」をつけないで、「城」もしくは「陣屋」  
をつけるのが通例です。この建物は小島陣屋の中にあります。もしこれが陣屋の外にある場  
合だと、藩主の家の名前をつけて、「～～藩旧～～家」となる。場外なので藩主名でつける  
のが正しい。ですが、陣屋の中にある建物なので「城」に対して「陣屋」を名称につけると  
考えるのが正しく、「小島陣屋」が正しいと思います。

だから頭につけるところは「小島陣屋」とする。これで史跡の指定名称とも合います。

(事務局)

建物の特徴といいますか、もともと御殿建物として表記をしていた部分ですが、（今回移  
築復原して名称変更をしたい建物が）そのうちの一部ということになりますので、「御殿の  
書院」もしくは「御殿（書院）」という表記の 2 案を事務局としてはご提案しています。  
こちらに関してご意見をお願いします。

頭につける部分については三浦先生のご意見のとおり、「小島陣屋」として史跡の名称と  
統一をしたいと思います。

(禰宜田委員)

「御殿の書院」というのは一般的にないかと思います。「御殿（書院）」または「御殿書院」ではないでしょうか。これは市の指定名称なので、市はどれが一番いいと思っているのかをお聞かせいただければと思います。最終的には、事務局として審議会にあげていくと思いますので、案1から案4に関する市としての優先順位や考え方をもう少しご説明いただければと思います。

(事務局)

静岡市としましては、今の段階では案3の「小島陣屋御殿の書院」が一番優先的に考えていたものになります。先ほどありましたように、史跡の指定名称が小島陣屋跡になりますので、それに合わせて小島陣屋という名前を使うべきではないかということと、これまで御殿のうちの書院部分というところで、「御殿の書院」という言い方をしていたものですから、案3の「御殿の書院」でどうかと考えておりました。

(前田委員長)

書院という言葉は必要だと思いますが、御殿と書院の間に「の」をつけるのはあまり聞いたことがありません。ただ、( )書きにすると口頭で話すときに省略されてしまいます。

(事務局)

あくまでも御殿の一部ということで、「の」をつけて表記をすることが多かったのですが、「御殿書院」とした場合に、そういう名称の建物と誤解されてしまう恐れがないかを事務局としては懸念しています。「御殿書院」という表記でも良いのでしょうか。三浦先生のご意見はいかがでしょうか。

(三浦先生)

「御殿書院」という言葉はありません。通常でいくと「御殿の書院」という意味で「御殿書院」と言います。(建物が)丸ごと全部もしくはほぼ残っている、例えば掛川城の二の丸御殿はほとんど残っているから「御殿」なんですね。一部しか残っていない時は御殿のどこが残ってるかを追記することが多いと思います。例えば、「川越城本丸御殿玄関」は「御殿」の後に追記しています。こういった指定名称としていますが、「御殿玄関」という建物があるわけではなくて、「御殿の玄関」というのを意味しています。この建物も意味としては「御殿の書院」ですが、「の」を入れるのは名称としては格好が悪いと思います。「御殿書院」としておいて、口頭で言うときは「御殿 書院」と言葉を切り、文章で説明するときは「の」を入れてもいいのではないかと思います。

(禰宜田委員)

市の指定として「の」を使っている例はないわけではありませんか？

(事務局)

今すぐにはわかりません。調べる必要があります。

(三浦先生)

頭のところと、後ろの部分の関連性があまり濃厚でない時に「の」を入れます。例えば天然記念物で言うと、「～神社の○○」といったようなものがあります。

また、無形民俗文化財であれば、「～神社の神楽太鼓」など。無形民俗文化財や天然記念物の時は「の」を言いますが、入れる理由はその前の部分と後ろの部分があまり緊密ではないからです。

国指定建造物で、こういう意味で「の」が入っているものはありません。でも、建物の元々の固有名詞として「いの門」と入っているものもあります。それはいいと思います。ですが、小島陣屋の場合は「御殿」と「書院」の間に「の」を入れるのはやめた方がいいと思います。

(禰宜田委員)

審議会にあげる時には、事務局の懸念点や三浦先生のご意見を伝える必要があるかと思います。「類例を集めて検討しました」また「整備委員会でも検討しました」、その結果、「こういう名称が一番いい」という形で諮問するのがいいかと思います。委員の先生方になかなか類例がなく、稀有な事例なんだということを言いながら、「御殿書院」という建物はないが、名称としてそうするということがわかるように説明されるのがいいかと思います。

(事務局)

それでは「小島陣屋御殿書院」という形で、静岡市の文化財保護審議会には諮問をさせていただければと思います。

(三浦委員)

それで結構ですが、読み上げる時には「小島陣屋 御殿 書院」と区切ってください。

(禰宜田委員)

冒頭に松永委員から、「小島陣屋がまだ市民の方に認知されていない」という話がありましたが、そういった経緯から「松平」という意見もあったのだということを審議会ではご報告していただくとともに、この後議論があるかもしれません、周知の仕方とどうリンクさせていくのかというのも頭においておく必要があるかと思います。

(中井委員)

よくあるパターンで、「史跡小島陣屋御殿」ということになりますが、史跡は「小島陣屋跡」で、この建物は市の指定文化財としての「小島陣屋御殿 書院」です。それはよくチェックしておかないと、これが史跡のように思われてしまいます。お城でも「国宝 彦根城」と思われるがちですが、彦根城は国宝ではありません。国宝は彦根城天守です。史跡と有形文化財としての区別はうまく説明するようにしてください。

## ○議題2 馬場跡の整備について（資料5）

(事務局)

資料の左側地図の緑色で表示をしている部分ですが、こちらが馬場跡として令和6年2月21日に国から追加指定を受け、今年度中に公有地化を完了する範囲となっております。

この馬場跡は、現在実施している整備事業の計画に追加をして、整備を実施していきたいと考えております。まず、今後の公有地化予定についてですが、本来の馬場跡は緑で示した範囲のさらに北側にも続いていると考えられております。ただ、この北側は現在民地となっておりまして、現時点では追加指定および公有地化の目処は立っていません。

続いて整備基本計画における馬場跡の取り扱いについてですが、資料の3枚目に小島陣跡整備基本計画（抜粋）という形で整備基本計画を添付しています。こちらの赤枠で囲った部分が馬場跡について言及をしている部分になります。「馬場跡については宅地化をされているため、条件が整い次第発掘調査を行い、馬場の範囲や遺構面の高さを確認する。」とあり、整備計画としては、「陣屋関連施設や遺構が確認された部分に遺構解説板を設置する。」とあります。追加指定については、「発掘調査等により陣屋に関する遺構が確認できた部分について追加指定を検討する」というような表記になっております。

今回、東側急傾斜地崩落といったこともあり、馬場跡の一部を追加指定し、東側急傾斜地工事が完了してから、馬場跡の整備に着手をしていきたいと考えております。

急傾斜地工事の関係もあり、発掘調査は来年度実施予定になっております。整備の細かい仕様については、この調査の結果を反映させて検討していきたいと考えていますが、整備の方向性としては、遺構解説板の設置と砂利舗装を計画しております。こちらは工事担当課とも協議をしており、別紙に舗装の検討一覧表をつけています。

費用や維持管理といった諸条件面での検討を行い、現時点では砂利舗装を実施したいと考えています。また、馬場跡の北側は民地と隣接する部分になりますので、境目に目隠しの植栽を設置したいと考えております。

植栽のイメージとしましては、富士宮市の白糸の滝の施工例を添付させていただいておりますが、地下の遺構を保護するために、地下への掘削を伴わないプランターの設置を検討しております。遺構解説版については、資料に看板の平面図とイメージ写真を添付しています。保護盛土の厚さやその他の施工条件等は令和7年度の確認調査の結果を受けて、工事担当課とも協議して決定をしていければと考えております。

次に令和7年度に計画をしている確認調査ですが、令和7年度の5月から6月の実施を予定しております。ただ、令和7年度も東側急傾斜地工事を実施していますので、工事との調整によって変更する可能性があります。調査に関しては2m×7mのトレンチを3箇所設定したいと考えております。

今回公有地化した住居の解体にあたって市職員が立ち合いをした中では、馬場跡に関する遺構や遺物包含層等は確認することができませんでした。また南側に位置する住居解体の立ち合時に民家の裏側で丘陵部を削平したような状況を確認しておりますので、もともと丘陵が広がっていたであろう範囲と接する部分に1本トレンチを設定したいと考えております。

現段階では砂利舗装を検討しており、馬場跡の整備は、令和8年度を予定しております。この遺構解説板の設置や砂利舗装、プランターでの目隠しの設置について、計画の中で明記して位置づけていなかったものですから、今後の整備にあたって、この整備委員会の中でご意見をいただいた内容で文化庁とも協議をする形で進めていきたいと考えています。

(前田委員長)

解説板にふさわしいような情報量が発掘調査の中で出てくるといいと思います。

(中井委員)

ここが小島陣屋の馬場跡とわかる資料はあるんでしょうか。

(事務局)

馬場跡とわかるものは、大正時代に作成された図がほぼ唯一の資料となっています。これは元小島藩士の方が記憶を頼りに作成された図です。

(中井委員)

そういった中での「馬場跡」という判断なのでしょうが、効果的に判断できなかった時に説明板で馬場跡と書けるのかどうかは気になります。「あくまでも大正時代に書かれた絵図に記載がしてあります」といった記載になるのではないかでしょうか。

(事務局)

発掘調査の結果次第ではそのような表記に留まるのではないかと思いますが、一方で馬場があったと伝えられていることも事実なので、そのあたりはそういった説明の形で表記をしていければと思います。

(渡辺委員)

この土地の形状は以前からまっすぐですが、南北両端に馬を回すための広さがあったと

思われますが、明確ではありません。明治初期に作られた測量図にも両端は広く記されていましたと 思います。その形と全く同じような形の絵図が昭和時代になってから作成された公図にも残されています。

(事務局)

渡辺委員がおっしゃっているのは、資料の緑色で塗ってあるところがありますが、この一番南側のところが少し筆が大きかったり、一番下側、白抜きになっていますが、13 の 6 と書いてあるところが広がっていました。この部分のことをおっしゃっていますか。

(渡辺委員)

そうです。

(禰宜田委員)

この範囲は追加指定されていますよね。追加指定された時の評価は絵図を見て得た評価となっているのでしょうか。もしその時の説明資料があれば委員会のメンバーにも配布いただきたいです。

これまで何も出てこなかったとおっしゃっていましたが、文化庁が発掘調査をせず絵図で馬場と評価しているのであれば、解説板の説明もそれでいくべきではないかと思います。わざわざ調査をする必要があるのでしょうか。

(事務局)

加えて根拠の資料が増えれば、なお解説などで紹介しやすいかと思います。

(禰宜田委員)

では調査で出てこなければ削平されたということにするのでしょうか。

(事務局)

それは積極的には解説には書けないかと思います。

ただ、調査を全くやらないで馬場跡の整備をするのは難しいのではと思っています。

(禰宜田委員)

文化庁の方もそのようにおっしゃっているのでしょうか。

(事務局)

馬場跡の評価自体は藩士が記憶を元に描いた絵図に基づいていますが、整備にあたってはこの整備委員会に諮ることと発掘調査に基づく情報を得た中で整備計画を立ててきました

いと考えています。

整備基本計画を策定した時には馬場跡には民家が並んでいて、まだ発掘調査をすることのできない状態でした。そのため、計画のなかでは「今後、機会ができた場合には発掘調査を行った上で整備の内容を決めていく」と記載するに留めています。今回急傾斜地が崩落したことを見たきっかけに、史跡追加指定と公有地化を行いました。追加指定に関しては、まずはこの絵図をもって指定を認めていただきましたが、整備基本計画の中では「状況が可能なった場合には、発掘調査を行う」と位置付けていますので、それに基づいて調査は必要と考えています。

(渡辺委員)

発掘調査を行い、どの様なものが出土すれば、「ここは馬場だ」と判断できるのでしょうか。

(中井委員)

馬場跡の発掘調査の事例は全国にもあります。両面に敷き詰めた砂の層が出てきた、あとは柵が出てきたという事例はありました。発掘調査をして馬場跡だという遺構は今のところ 5、6 例は確実に確認されています。ただし、馬場跡自体の調査例がほぼないという状態なので、5、6 例というのは調査回数に対して割合は高いと考えられます。

ただし、陣屋の馬場というのは、これまでの調査歴の中になかったと思うので、過去の事例が小島陣屋の馬場に適合するかどうかというのはわかりません。そう考えると調査をせざるを得ない。ただ掘ったらわかるかと言われると断定はできません。

(前田委員)

元藩士の記憶で描かれた絵図では「馬場 70 間」と書いてあります。土手があって、その下に「馬場 70 間」と書かれた範囲が直線上にあって、その直線上の馬場の外側（東側）に石垣があります。ただ、現状を見ると石垣があるのは土手の下ですよね。ですから、土手と馬場の位置がちょっと違うのではないかと思われます。しかし常識的に考えて石垣の上に 70 間の直線の馬場を作るというのは難しいと思うので、石垣の外（東）に馬場を作ったのではと考えられます。発掘調査をして馬場以外の遺構が出てきたら、やはり石垣の上に今は埋もれてしまっているが、馬場があったのではないかと考えられるかもしれません。しかし調査をして何も出てこなければ、それは馬場であったのだろうということも考えられます。それも一つの成果ではないでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。一番南側のトレンチについては丘陵部が西側に広がっていたであろうということが推定できますが、民家真裏の部分で削平をしていて、丘陵の地山を確認

できる状況になりますので、おそらくはもう少し丘陵の端が西側に続いていたと考えられます。

ただ、その削平がどの時点で行われたか断定できないところではありますが、民地の建物がかなり石垣に隣接して建設をされてたので、おそらく宅地造成に伴って切られたのではないかと考えています。

いずれにせよ、そこが地形の一つの転換点であることは間違いがなさそうなので、南側のトレンチについては、この場所から遺構などが出てくるのではという考え方で設定しています。ただ、追加指定をした馬場跡自体がかなり広大な範囲になってしまって、トレンチの範囲や位置を一旦設定してみましたが、何かご意見をいただければと思います。

当初、南北の方向についても、トレンチを 1 本設定をした方がいいのではないかと考えましたが、馬場の方向上、遺構が来るとなれば馬場の端の方に来るのではないかと想定をしたので、東西方向の方を優先して設定しました。塀や柵以外で何か想定されるようなものがあればお伺いしたいです。

馬場の遺構は全国でも例が少ないので、調査担当としても想定が難しいところはあります、そのような点で何かご意見がいただければと思います。

(渡辺委員)

馬場跡の東側に舗装された道路がありますが、道路と成る以前の高さは、私の記憶ではもう少し低かったのではないかと思います。1974 年か 75 年だったと思いますが、その頃には宅地造成が始まられており、造成地に家を建てた地元の方に、馬場の東側道路は下がっていて、段があったのか聞いてみました。

その方は奇麗な石垣が残っていたことは覚えていて、その下に平らでまっすぐな畠が有ったことは覚えている。ただ、その畠から一つ下の土地が大きな段があったかどうか覚えていませんでした。

ただ、造成後の土地を見ていますと、道路よりも東側が一段大きく落ちています。道路東側に面している建物（住宅）は道路と同じ高さですが、その住宅のさらに東側は大きな段で下がっています。馬場跡付近を造成するにあたって、私の父は造成業者と知り合いであったため造成に当たっては「馬場を壊さないように」と言っていた記憶があります。東側道路の高さが江戸時代はどの様であったか調査する必要性はあると思います。

(禰宜田委員)

調査にあたっては現状変更の申請を出さないといけないと思います。発掘調査の体制および補助金とのバランスで言うと、来年度の調査は 30 平米分の予算しか取れないということでしょうか。

これは史跡部門の調査官との話し合いが必要ですが、馬場の辺り全体を現状変更の対象にして、掘削の面積は 30 平米だが、その中で調査の進捗状況によって、適宜場所は変更し

たいといった形をとるのがいいと思います。

(事務局)

資料では30平米としていますが、遺構を追いかけていくという意味で拡張の可能性も含めて現状変更の協議を文化庁と行いたいと思います。調査を行なっていく中で、遺構・遺物が見つかればその都度ご相談をいたします。

(三浦委員)

馬場がどういう馬場であったかはわかりませんが、一般的に近世城郭の馬場には馬場の一番端に「あまぶち」というのがあります。あまぶちというのは幅の狭い低い土壘です。立派なところは1.5mぐらいの高さで、低いところは1mくらいです。1.5mくらいの高さで土壘傾斜角が60度ぐらい、ものすごく細い土壘です。馬場の端にずっとあります。それがない馬場は見たことがありません。他の城郭の絵図には描いてあるので多分あったのではと思います。城郭内でそれが現存しているのは一例もありません。発掘調査をすればその削平した跡が出てくるかもしれません。松山城の三の丸馬場はその跡が出てきています。馬場は雨が降ると泥沼になってしまって馬が走れません。そのため排水をしっかりとしていたようで、馬場下の地業（地盤調査）で細かく調べて、馬場に対して直角方向に水を出すということをしていました。それが見つかったのが大分の杵築城です。それが出てくるかもしれません。あとは陣屋や城の馬場であれば殿様が見物をする見物小屋があったかもしれません。

資料3の（3）ですが、このプランターというのは誰が水をやるのでしょうか。夏だと暑くなり、プランターを置いたからには毎日水をやる必要があります。毎日水をやる人がいればいいのですが、その辺りも考えてください。

(事務局)

それも踏まえて検討させていただきます。馬場跡の整備については発掘調査が来年度の前半に行われますので、その結果も踏まえた上で改めてご相談をさせていただければと思います。

#### ○報告 公開活用プランについて（資料4）

(事務局)

公開活用プランについては、今回は作成中という報告と簡単なご説明をしまして、次回議題として改めて挙げていきたいと思います。現在、小島陣屋跡には保存管理計画、基本整備基本計画構想部門整備基本計画の3つの計画があります。

令和4年度に保存活用計画の策定という形で一度議題にあげていました。しかし保存活用計画着手後すぐに東側急傾斜地の崩落が起こったり、馬場の公有地化や整備が予期せぬ

形で進んで行ったりと、史跡の現状が毎年変わっていく状況があったため、保存活用計画中の「現状と課題」を定めていくのが現時点では難しくなっています。

一方でハード整備が進む中で活用をどうするのかという課題があり、保存活用計画の策定が難しい状況にある今、具体的なアクションプランをまずは策定して進めていく必要があると判断しました。

具体的な内容についてですが、基本理念、将来像に関しては、整備基本計画で示されているものをそのまま使っております。「石垣と御殿の書院が残る陣屋跡を未来につなぐ」。この基本理念を念頭にして、プランを進めていきたいと考えております。その下の基本方針に関しても、整備基本計画から抜粋をしています。この 3 つを念頭に置いた上で、より具体的なプランを計画しています。

なお、この公開活用プランに関しては、全体計画を令和 7 年度から令和 16 年度の 10 年間に設定し、前期を令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間、後期を令和 12 年度から令和 16 年度の 5 年間としていきます。

今回は、陣屋の整備が進んでいくというところもありますので、全体計画に触れるというよりは、主に前期の 5 年間でどういったことをしていくかに重きを置いて、こちらのプランを作りたいと考えております。裏面をご覧ください。

#### (現状と課題の説明)

これらの課題に取り組んでいき、令和 11 年度、前期の最終年度には約 7000 人を目指していきたいと考えています。

整備に関するイベント、書院の見学会などをここ数年行っていますが、それらのイベント来場者を含めて今のところ年間 1000 人ぐらいは史跡に来ていただいている。この 5 年間でここからさらに 6000 人増やしていきたいと考えております。

なお、この 7000 人という人数は、校外学習で来る生徒やイベント来場者の人数も含めての 7000 人を予定しております。

#### (公開活用プランの取り組み方針、具体的な施策についての説明)

概要版の説明は以上になりますが、お手元の資料で概要版とは別に本文の案をお配りしています。次回はこの本文について審議をお願いできればと思いますので、お目通しをいただければと思います。

### ○報告 御殿書院の今後について（資料 6）

#### (事務局)

御殿の書院は今年の 11 月下旬に完成をする予定ですが、この完成に合わせて完成記念イベントを計画しています。イベントコンセプトは、「みんなで描く文化財の未来」とし、完成した書院のお披露目することはもちろん、文化財の保存と活用をみんなで考えるきっかけにする場にもしたいと考えております。（イベント内容の説明）

これまでのイベントは、多くても 200 人ぐらいの来場者がいましたが、今回のイベント

では、約 500 人の来場者を目標にしています。整備委員会の皆さんにもぜひ来賓としてご招待をさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

完成した書院は、完成記念イベント終了後、令和 6 年 12 月または令和 7 年 1 月以降に一般公開を開始する予定です。開館日時は、土日祝日の 9 時半から 16 時 30 分を予定しております。上記のほか、見学予約に合わせて開館する予定です。開館対応については、令和 6 年度末までは静岡市の職員で対応し、令和 7 年度以降は、管理運営を委託する予定です。

また、管理運営を委託する候補の小島町文化財を守る会の皆さんとは、小島陣屋跡に関する勉強会などを月 1 で行っています。

(前田委員長)

お願ひになりますが、この資料の中にも写真コンクールというのもも書いてありますが、大自然の中にある小島陣屋ですので、季節の移ろいというか、その時期でないと見れない景色というのがあります。何年か前に見た 1 月ごろの紅葉が非常に綺麗でした。書院の中から見える自然、それから石垣や書院を自然の景色の中に入れて撮影し、四季の中でこういった景色が見れるというのを、今から地元の人に協力していただいて、美しい写真をいっぱい撮り、多くの人に共有できるといいのではないかと思います。

(渡辺委員)

PR に関してですが、書院完成式に春風亭昇太師匠を招待されるということでしたが、昇太師匠は小島陣屋に何度も来ておられます。小島陣屋の整備が全て完成した時に、小島藩の藩主になっていたとき、PR をしていただけないかなと思います。

そのためには地元の方々の活動が最も大切になります昇太師匠に出演いただく為の場（イベント）を作っていかなければなりません。

また、先ほど松永さんのお話で、小島地区に近い市民の方でも小島陣屋を知らないということに衝撃を受けましたが、そうであれば静岡市の中心地にお住まいの方は尚更知らない方が多いと思います。小島陣屋として捉えるというよりは、小島藩としてとらえ、小島 30 か村の長を集めて、1 年に一度でもいいですから、お祭りなどを行ってはいかがでしょうか。その際に昇太師匠を招待させていただきたいと思います。この様なことはできるものなのでしょうか。

(事務局)

事務局の方でもそのあたりは検討させていただければと思いますが、実際に藩主の末裔の方もいらっしゃるので、そのあたりも含めて事務局の中でも検討いたします。他市の文化財でも昇太師匠のトークショーで 500 人ぐらいの来場者であったという話を伺っているので、小島陣屋跡を知らない方にも来ていただくいいきっかけになるのではと思っていま

す。

(中井委員)

「名誉藩主」のような形であればお受けいただけるのではないかと思うが、島田の諫訪原城などにも関わっていらっしゃいます。藩主としてしまうと、末裔の方もいらっしゃると思うので、気になりますが、名誉藩主ならいいのではないかと思う。

(禰宜田委員)

昇太師匠はトークショーの中でお話をされると思いますが、やはり建物の価値や史跡の価値を説明するのは静岡市の方がやるべきだと思います。事務局の顔が出てくる、顔がわかる場にしていただくことが大切になるかと思います。最終的には事務局が市民の皆様方との接点になるわけなので、事務局の方々は市民の方々に顔を覚えてもらえるような仕立てにしていただきたいと思います。

(坂野委員)

次回、公開活用プランについても議題に上がるということですが、そう言いながらもうすでに書院は供用開始されている、このプランができる前にもうすでに走り始めてしまうというところがあり、運営委託を地元の方々にお任せする可能性があるというのも見えてくることかと思います。

次回議題にあげる際には、すでに決まっていることなどは共有をしていただいた上で議論をしたいと思います。どこまでをお任せすることになっているのかなど、決まっている内容を委員会の中で大きく覆すのは難しいと思うので、その辺りの現状を含めた情報共有をお願いします。そこを整理した上で話し合いをしたいと考えています。

(事務局)

資料7については、整備全体の計画を示しておりますので、お目通しをお願いできればと思います。

～終了～